

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 15 日（火）第 608 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱の一部を改正する
要綱（※）（監理課取扱い） 1
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定（2件）（大隅地域振興局取扱い） 2
（大島支庁取扱い） 2

公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表（会計課取扱い） 2

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第334号

鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 4 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱（平成 6 年鹿児島県告示第 632 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5 千万円」を「6 千万円」に、「1 億円」を「1 億 2 千万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

大隅地域振興局告示第 8 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 15 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃 止 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサービスがじゅまるイースト	鹿屋市串良町上小原2681番地1	株式会社スターシップ	鹿屋市野里町4917番地3	岩元美由記	令和 7 年 3 月 31 日	保育所等 訪問支援

大隅地域振興局告示第 9 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 15 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
mikke	鹿屋市下高隈町 4681 番地 5	社会福祉法人高 隈福祉会	鹿屋市下高隈町 4681 番地 5	有村 達郎	令 和 7 年 4 月 1 日	児 童 発 達 支 援 ・ 放 課 後 等 デ イ サービス

大隅地域振興局告示第 10 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 15 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステー ションフェアリス	肝属郡肝付町新 富 563 番地 1	有限会社セント ロメディコ	肝属郡肝付町新 富 523 番地 2	上園 春海	令 和 7 年 4 月 1 日	居 宅 介 護 ・ 重 度 訪 問 介 護

大島支庁告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 15 日

大島支庁長 松藤啓介

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護ステー ション日和	奄美市名瀬朝仁 新町 35 番地 23	社会福祉法人公 起会みらいあま み	奄美市名瀬朝仁 新町 35 番地 23	西 公郎	令 和 7 年 4 月 1 日	居 宅 介 護 ・ 重 度 訪 問 介 護 ・ 同 行 援 護

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成 8 年 7 月 5 日鹿児島県告示第 1083 号（政府調達に関する苦情の処理手続）8 の規定により、令和 6 年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 4 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e 黄門ちゃま 9 H C 3	株式会社平和	510034
ぱちんこ遊技機	e フィーバー炎炎ノ消防隊 2 M S	株式会社ジェイビー	5P0201
ぱちんこ遊技機	e フィーバー炎炎ノ消防隊 2	株式会社ジェイビー	5P0290
ぱちんこ遊技機	e シャーマンキング M H	株式会社メーシー	4P1905
ぱちんこ遊技機	P メイドインアビス S L	株式会社メーシー	410919
ぱちんこ遊技機	e シャーマンキング L B	株式会社メーシー	510123
回胴式遊技機	S ハイビリターン P A - 3 0	株式会社パイオニア	5S0123
回胴式遊技機	S パチスロなめ猫 Q Q	株式会社ネオス	4S1920
回胴式遊技機	L B A R E X B R I G H T B A	株式会社ユニバーサル ブロス	5S0110